

指定管理者第三者評価について

1 指定管理者第三者評価概要

岡崎市では、指定管理業務評価の活用として、公募により指定された指定管理者で、過去の評価結果が優良で再度指定することが効果的又は効率的な場合に、現在の指定管理者を次期指定時に非公募で指定管理者候補者とすることができる制度を設けています（対象となる公募施設は民間との競合性が高く、事業の実施性が高い施設です。）。

対象となる施設の市が行った評価や、次期指定管理期間において非公募で指定管理者候補者とする妥当性があるかを、外部の有識者で構成された第三者評価委員会が公正かつ客観的な視点から検証することとしています。

また非公募施設においては、市が行った指定管理業務評価の妥当性を検証しています。

2 令和6年度第三者評価対象施設

（令和5年度の実績を評価）

	対象施設	施設所管課
1	市営住宅・特定公共賃貸住宅	住宅計画課
2	おかざき農遊館・ふれあいドーム岡崎	農務課
3	道の駅藤川宿地域振興施設	農務課
4	地域交流センター	市民協働推進課
5	せきれいホール・市民会館・甲山閣	文化振興課
6	おかざき自然体験の森	環境政策課
7	籠田公園・籠田公園地下駐車場	公園緑地課・まちづくり推進課
8	乙川河川緑地	公園緑地課

3 指定管理者第三者評価委員

役職	氏名	備考
会 長	加治佐 照幸	税理士
会長職務代理	中嶋 拓	公認会計士
委 員	谷口 功	梶山女学園大学教授
委 員	齊藤 由里恵	中京大学准教授

4 第三者評価の進め方

指定管理業務評価では、「適正性」（各項目「適」、「改善」の２段階）と「有効性」、「効率・安定性」（各項目「良」、「適」、「改善」の３段階）の３項目、並びに総合評価（「A」、「B」、「C」の３段階）での評価を行っています。

I 業務の履行確認【適正性】の総括基準

適 ＝所管評価がすべて適である。

改善＝所管評価で改善がある。（要改善）

II サービスの質に関する評価【有効性】の総括基準

良 ＝アンケート結果・所管評価がすべて適以上であり、４つ以上良がある。

適 ＝アンケート結果・所管評価がすべて適以上であり、良が３つ以下である。

不適＝アンケート結果・所管評価で不適があり、早急に改善する必要がある。

III サービス提供の効率性・安定性に関する評価【効率性・安定性】の総括基準

良 ＝所管評価がすべて適以上であり、かつ施設運営の事業収支の項目で特に評価すべき点がある。

適 ＝所管評価がすべて適である。

改善＝所管評価で改善がある。

総合評価基準

A（優良）＝ すべての総括項目が適以上であり、かつ特に評価すべき点がある。

（II サービスの質に関する評価【有効性】を評価する場合は、良でなければならない。）

B（良好）＝ 総括基準が適である。

C（要改善）＝ 総括評価で改善、又は不適がある。

第三者評価では、担当課が当初行った指定管理者の評価に対し、第三者評価委員はその判断根拠等をヒアリングし、市側の評価が妥当であるかどうかを評価します（「厳しい」、「妥当」、「甘い」の３段階）。

委員の評価後、担当課はその意見を元に再度評価結果の見直しを行います。

5 第三者評価及び担当課最終評価結果

指定管理者施設一覧ページの「報告書資料」欄に第三者評価該当施設の第三者評価を含んだ担当課最終評価結果を掲載しています。

掲載資料の用語の説明は以下のとおりです。

<用語の説明>

【評価施設】

第三者評価の対象となった施設名です。

【担当課当初評価】

第三者評価を受ける以前に施設所管課が評価した評価内容です。

【担当課当初評価に対する第三者評価結果】

担当課当初評価を元に第三者評価委員がヒアリングを行い、妥当性の議論をした評価結果です。なお、担当課の当初評価と異なった評価となった項目はその列を黄色くしています。

【担当課最終結果】

第三者評価の結果を受け、担当課が行った最終評価結果です。

【第三者評価意見概要】

第三者評価において担当課の評価に疑義がある場合の委員意見の概要です。

【担当課最終結果の説明】

第三者評価の結果を受け、担当課が行った最終評価結果の説明です。第三者評価の結果と内容が異なる最終評価を市が行った場合に、その説明を記載しています。

※ 第三者評価で担当課の評価を妥当とされている場合や、第三者評価の結果を受けて担当課がそのとおりに評価を改めた場合は何も記載されません。